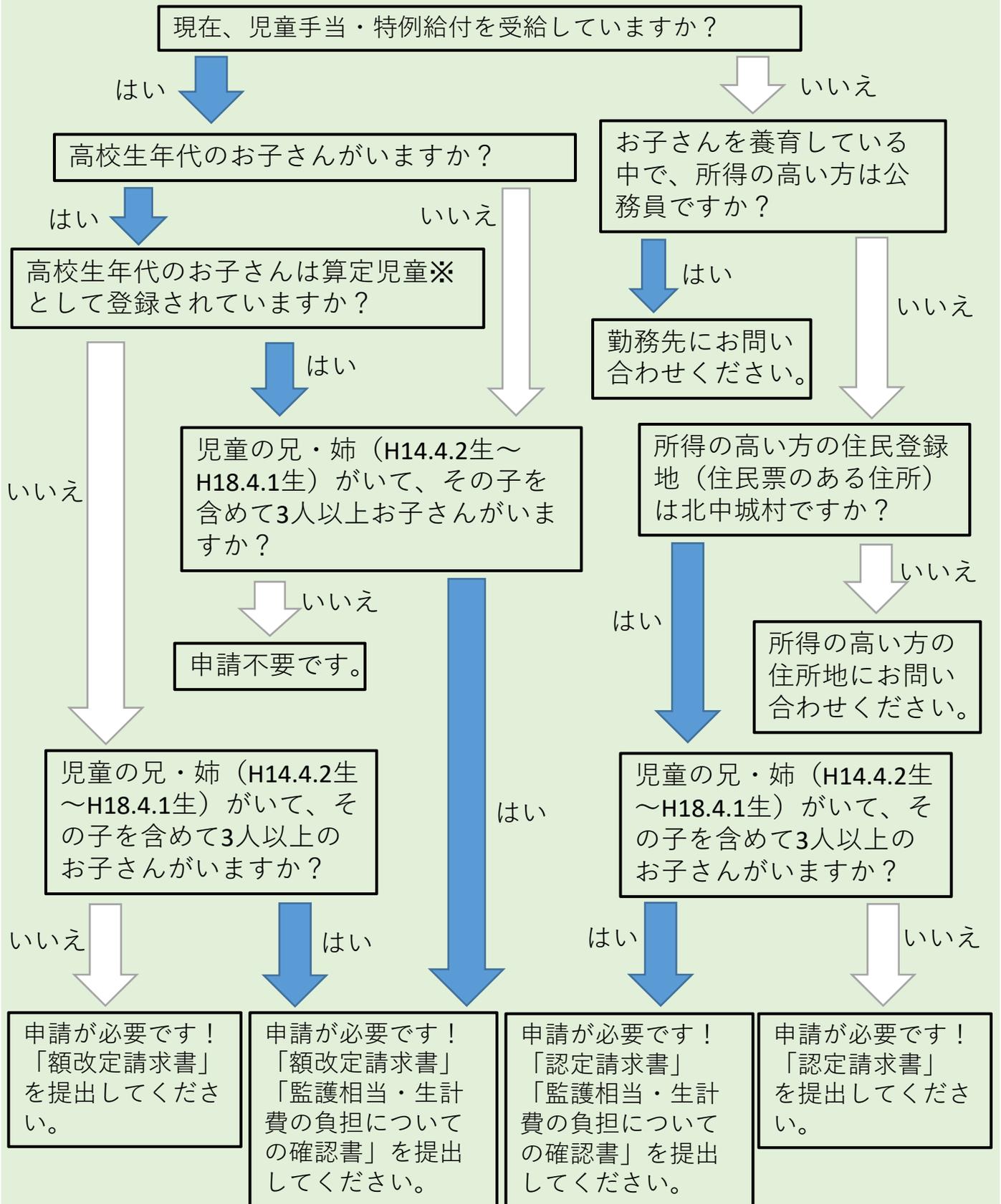


【手続き要否フローチャート】



児童手当の支払いの対象ではないが、児童数にカウントする児童のこと。制度改正前は高校生
 ※算定児童とは・・・年代が対象。別居している等の理由で、あえて算定児童として登録していない場合を除き、原則登録されています。

■ お問い合わせ
 北中城村役場 こども未来課 子育て支援係
 TEL：098-935-2230（内線115・116）